
(観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」)
島根県周遊旅行促進事業
旅行者版
取扱マニュアル

Version 18/10/10 21:00

1. はじめに

本書は、島根県周遊旅行促進事業（13 府県ふっこう周遊割）における助成金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. はじめに | 2 |
| 2. 島根県周遊旅行促進事業について | 3 |
| 3. 申請手続きについて 旅行者版 | 5 |
| 4. 事務局連絡先 | 7 |
| 5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて | 7 |
| 6. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて | 8 |

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・ 様式 3 申請書兼請求書
- ・ 様式 4 個人情報同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書
- ・ 様式 6 行程表

2. 島根県周遊旅行促進事業について

(1) 概要

島根県周遊旅行促進事業（13 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、島根県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（助成金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。「周遊旅行促進事業」・「ボランティア活動促進事業」・「代替交通手段の活用による旅行促進事業」3 事業のうち、本県では「周遊旅行促進事業」を実施します。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

A) 平成 30 年 8 月 28 日（火）以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊に対して

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県において、島根県を含む 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、島根県内での宿泊に係る料金に対して助成金を交付します。

B) 平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊に対して

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県において、島根県を含む助成金の対象となる府県に合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、島根県内での宿泊に係る料金に対して助成金を交付します（島根県内のみでの 2 連泊以上の宿泊も対象となります。）

助成金を受けるためには、旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型）・手配旅行に参加する方法と、旅行者自身が助成金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）の 2 種類があります（2 つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。

(3) 助成金額

一人泊当たり 4,000 円を上限（消費税・入湯税を除く宿泊代金が 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として助成金を交付します。また、島根県の助成上限は、「旅行業者が実施する既に割引された企画旅行に参加する場合」を除き、1 人当たり延べ 5 泊までです。

なお、助成金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、助成金は受けられません。助成金の交付（残り）状況につきましては、事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

対象期間は、

A) 「2府県以上・2連泊以上の宿泊」

平成30年8月28日(火)以降に予約された、平成30年8月31日(月)から平成30年11月30日(金)までになされた宿泊(平成30年12月1日(土)チェックアウト)です。

B) 「島根県内での連泊」及び「徳島県、香川県での宿泊を含む連泊」

平成30年9月21日(金)以降に予約された、平成30年10月1日(月)から平成30年11月30日(金)までになされた宿泊(平成30年12月1日(土)チェックアウト)です。

(5) 対象となる宿泊施設

島根県内の旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(6) 注意事項

- ・助成金の交付は、国内に口座を持つ申請者個人の口座に限ります。
- ・割引された企画旅行に参加する場合を除き、助成金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。
- ・各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における割引された企画旅行の場合、「宿泊代金6,000円、※既に「13府県ふっこう周遊割」島根県周遊旅行促進事業における4,000円の助成が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて 旅行者版

(1) 概要

助成金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 旅行業者が実施する既に割引された企画旅行に参加する場合

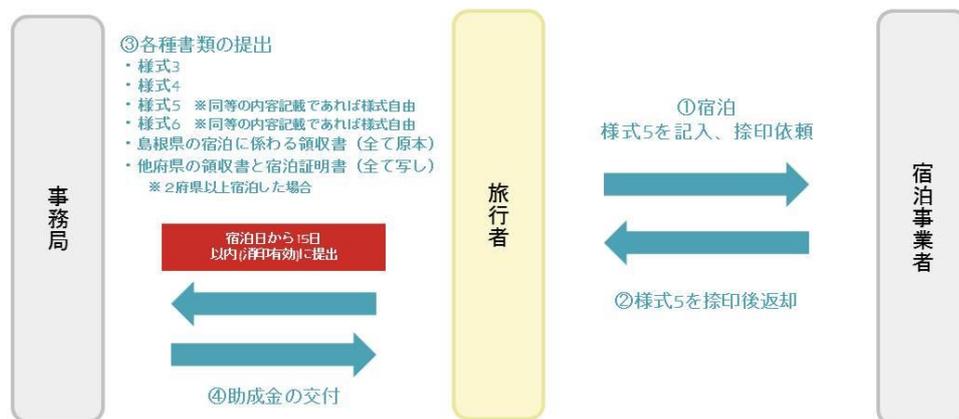
2. 旅行者自身が助成金を申請する場合

(2) 旅行者自身が助成金を申請する場合の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。宿泊された各府県の事務局への申請が必要です。

※「様式5 宿泊証明書」につきましては、宿泊当日に宿泊施設へお持ちください。宿泊施設の記入・捺印が必要になります。

【書類提出の流れ 島根県 旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **15日以内(消印有効)** に事務局へ提出（郵送のみ）してください。「様式5 宿泊証明書」については 宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設へお持ちください。

- ・様式3 申請書兼請求書
- ・様式4 個人情報同意書
- ・様式5 宿泊証明書（原本）

※予約日および宿泊日ごとの宿泊料金・宿泊人数など所定の様式に示す記載

事項が確認できるものであれば、宿泊施設独自の宿泊証明でも構いません。

- ・様式6 行程表

※所定の様式に示す記載事項が確認できるものであれば、様式自由。

- ・島根県の宿泊に係わる領収書（原本）
- ・他府県の領収書（写し）と宿泊証明書（写し）※2府県以上宿泊した場合

2. 事務局が書類受理後 30 日以内に助成金を振込みます。

※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/shimane.html>

(4) 注意事項

- ・助成金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、助成金は受けられません。助成金の交付（残り）状況につきましては、事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」島根県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」島根県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1（土）・9/8（土）は営業）

TEL：086-232-6524 FAX：086-232-1220

メール：shimane_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「13 府県ふっこう周遊割」のキャンペーンロゴデータを作成し、下記 WEB サイトより配布しております。各販促ツールなどで自由にご利用ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



6. 「13府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>



新着情報 ▼

もっと見る >

- | | | |
|-------------|------------|--|
| 11月版 | 2018.09.10 | 「同一府県、2泊以上を対象」とした条件につきましては、詳細決まり次第、当サイトにてご案内いたします。 |
| 10月版 | 2018.09.05 | 宮内庁平楽寺新館舎の落成を公認し、お申し込み。 |